再生手続終結

平成１９年（再）第３号
福島県郡山市日和田町字東原18番地12
再生債務者　株式会社鴫原建設工業所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年７月３日　福島地方裁判所郡山支部

平成１９年（再）第４号
福島県郡山市日和田町字東原18番地の12
再生債務者　鴫原　國衛
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年７月３日　福島地方裁判所郡山支部

平成１９年（再）第５号
福島県郡山市日和田町字東原18番地の12
再生債務者　鴫原　典子
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年７月３日　福島地方裁判所郡山支部

再生手続廃止

平成２５年（再）第１号
長崎県諫早市小長井町井崎2324番地15
再生債務者　マルゼン管理開発株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年７月２日　長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再）第２号
長崎県諫早市小長井町井崎967番地４
再生債務者　川本　善英
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年７月２日　長崎地方裁判所大村支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第４５号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保850番地４　メゾンアベニール204
再生債務者　徳里　尚人
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月８日から平成26年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第５号
千葉県茂原市六ツ野1075番地２
再生債務者　宗島　和雄
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月８日から平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２６年（再イ）第９６号
名古屋市緑区大高町字一色山10番地の１
再生債務者　服部　友美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月１日から平成26年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１０号
釧路市興津２丁目29番40号
再生債務者　年代　博道
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月11日から平成26年８月18日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（再イ）第１０号
愛知県稲沢市天池遠松町102番地１　グローリアス稲沢天池603
再生債務者　川村　聖二
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月４日から平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第１４０号
福岡市東区松島１丁目22番６―704号
再生債務者　犬塚　洋平
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月４日から平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１４２号
福岡県古賀市薦野1948番地24
再生債務者　庄司　忠彦
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月４日から平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１４８号
福岡市中央区今泉２丁目３番30―904号
再生債務者　下田　清喜
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月４日から平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１４９号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵96番地10
再生債務者　荒木　利幸
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後３時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月４日から平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１５２号
福岡市博多区対馬小路５番７―405号
再生債務者　大塚　俊和
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月５日から平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１６０号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代679番地４
再生債務者　小柳　孝広
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月31日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月７日から平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１６４号
福岡市中央区長浜２丁目２番36―2107号
再生債務者　高石　治子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月31日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月７日から平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１２号
群馬県前橋市大手町３丁目17番18―402号　サーパス前橋公園
再生債務者　根津　正明
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月15日から平成26年９月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係